

お客さま各位

株式会社西日本シティ銀行

ローン規定（住宅ローン等）の改定について

当行は、ローン規定第33条および民法が定める定型約款の変更の規定に基づき本規定を改定いたします。

1. 改定内容

(1) 第4条（返済額の決定方法）

変更前	変更後
<p>1. 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回元金返済額は均等とします。</p> <p>① 毎月返済部分の利息は、毎月返済部分の元金残高×年利率×1/12で計算します。</p> <p>② 借入日から第1回返済日までの日数が1ヶ月に満たない場合、第1回返済日の利息は、毎月返済部分の元金残高×年利率×借入日から第1回返済日までの日数/365で計算します。</p> <p>③ 増額返済部分の利息は、増額返済部分の元金残高×年利率×1/12×6で計算します。但し借入日から第1回増額返済日までの月数が6ヶ月に満たない場合、第1回増額返済日の利息は、増額返済部分の元金残高×年利率×(1/12×借入日から第1回増額返済日までの月数+借入日から第1回増額返済日までの月数に満たない日数/365)で計算します。</p> <p>④ 初回および最終返済額は利息計算の端数処理のため、毎月返済額とは異なる場合があります。</p> <p>2. 据置期間（第1回返済日の前月の応答日が据置期間満了日となります）がある場合の期間中の利息は、上記1.と同様とします。</p>	<p>1. 毎回の元金返済額は均等とします。</p> <p>2. 利息は各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日、以下同じ。）に後払いするものとし、</p> <p>(1) 毎月返済および特定月増額返済の利息は、「毎月返済部分または特定月増額返済部分の借入元金残高×年利率×経過月数÷12」で計算します。</p> <p>(2) 本項(1)にかかわらず、借入日から第1回返済日または第1回利息支払日までの期間に1ヶ月未満の端数日数がある場合は、その期間の利息は、「毎月返済部分または特定月増額返済部分の借入元金残高×年利率×経過日数（借入日当日を含む）÷365」で計算します。</p> <p>3. 第1回および最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎月返済額とは異なる場合があります。</p> <p>4. 元金返済を据え置く期間（据置期間）を設定する場合は、当該期間中は利息のみを支払うものとします。据置期間中に到来する各返済日の利息計算方法は、本条第2項と同様とします。</p>

※端数日数の利息計算および据置期間の記述を明確にするための改定で、計算方法に変更はありません。

(2) 第6条 (繰り上げ返済)

変更前			変更後		
<p>1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は「お借入の要項」に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の7営業日前までに銀行へ通知するものとします。</p> <p>2. 繰り上げ返済により特定月増額返済部分の未払利息が生じる場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。</p> <p>3. 一部繰り上げ返済をする場合には、前2項によるほか、以下のとおり取扱うものとします。</p>			<p>1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は「お借入の要項」に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の7営業日前までに銀行へ通知するものとします。</p> <p>2. 繰り上げ返済により特定月増額返済部分の未払利息が生じる場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。</p> <p>3. 一部繰り上げ返済をする場合には、前2項によるほか、以下のとおり取扱うものとします。</p>		
	毎月返済のみ	特定月増額返済併用		毎月返済のみ	特定月増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰上返済日に続く月単位の返済金額の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰上返済日に続く特定月間の月数単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の特定月増額返済元金	繰り上げ返済できる金額	繰上返済日に続く月単位の返済金額の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰上返済日に続く特定月間の月数単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の特定月増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以後の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします。		返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以後の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします。	
			<p>4. この契約がインターネットバンキング (以下「IB」という。) 対象で、IBを利用して繰り上げ返済をする場合、その取引については、別に定めるご利用規定によるものとします。連帯債務の場合、IBでの取引は、返済用預金口座の名義人である借主 (以下「甲」という。) のみが行えるものとします。他方の借主 (以下「乙」という。) はIB取引の決定、一部繰上返済による返済条件変更内容の決定、その他一切の権限を甲に委ねるものとします。甲がIB取引を行った場合、銀行は乙に対して文書による通知を行うものとします。</p>		

(3) 第9条 (固定金利の設定)

変更前	変更後
<p>1. 本契約では、契約時または契約後に固定金利の設定ができるものとします。固定金利の設定は次項の手続きにより行うものとし、設定した期間中は、他の固定金利期間への変更、および変動金利への変更はできないものとします。なお、固定金利の設定を行わない場合は変動金利を適用します。</p> <p>2. 固定金利特約の設定は、以下の方法によります。</p> <p>① 契約時に固定金利特約を設定する場合 ローン契約書『お借入の要項』において、固定金利特約期間を指定します。</p> <p>② 変動金利適用期間中に固定金利特約を設定する場合 約定返済日の3営業日前までに借主本人が申し出のうえ「固定金利選択に関する特約書」を銀行に差し入れることとします。この場合、約定返済日の翌日より固定金利が適用されます。</p> <p>③ 固定金利特約期間の終了後に再度固定金利特約を設定する場合 固定金利特約期間終了日の前月1日から特約期間終了日の3営業日前までに借主本人が申し出のうえ「固定金利に関する特約書」を銀行に差し入れることとします。この場合、固定金利特約期間終了日の翌日から新利率が適用されます。</p> <p>3. 固定金利特約期間開始日は、融資実行日または「固定金利選択に関する特約書」差入後の約定日の翌日とし、固定金利特約期間終了日は、固定金利特約期間開始日から固定金利特約の設定時に選択した年数を経過した応答日までの期間内で、最も遅い約定返済日とします。</p> <p>4. 本ローンの返済が遅延している場合、または借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金(損害金を含みます。)の返済ができなくなる相当の理由がある場合は、銀行は特約期間の設定を拒否することができるものとします。</p> <p>5. 固定金利の設定時には、設定時点における銀行所定の手数料を支払うものとします。</p>	<p>1. 本契約では、契約時または契約後に固定金利の設定ができるものとします。固定金利の設定は次項の手続きにより行うものとし、設定した期間中は、他の固定金利期間への変更、および変動金利への変更はできないものとします。なお、固定金利の設定を行わない場合は変動金利を適用します。</p> <p>2. 固定金利特約の設定は、以下の方法によります。</p> <p>① 契約時に固定金利特約を設定する場合 ローン契約書『お借入の要項』において、固定金利特約期間を指定します。</p> <p>② 変動金利適用期間中に固定金利特約を設定する場合 約定返済日の3営業日前までに借主本人が申し出のうえ「固定金利選択に関する特約書」を銀行に差し入れることとします。この場合、約定返済日の翌日より固定金利が適用されます。</p> <p>③ 固定金利特約期間の終了後に再度固定金利特約を設定する場合 固定金利特約期間終了日の前月1日から特約期間終了日の3営業日前までに借主本人が申し出のうえ「固定金利に関する特約書」を銀行に差し入れることとします。この場合、固定金利特約期間終了日の翌日から新利率が適用されます。</p> <p>3. 固定金利特約期間開始日は、融資実行日または「固定金利選択に関する特約書」差入後の約定日の翌日とし、固定金利特約期間終了日は、固定金利特約期間開始日から固定金利特約の設定時に選択した年数を経過した応答日までの期間内で、最も遅い約定返済日とします。</p> <p>4. 本ローンの返済が遅延している場合、または借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金(損害金を含みます。)の返済ができなくなる相当の理由がある場合は、銀行は特約期間の設定を拒否することができるものとします。</p> <p>5. 固定金利の設定時には、設定時点における銀行所定の手数料を支払うものとします。</p>

	6. この契約が I B 対象で、I B を利用して固定金利特約期間の設定をする場合、その取引については、別に定めるご利用規定によるものとします。連帯債務の場合、I B での取引は、返済用預金口座の名義人である甲のみが行えるものとします。乙は I B 取引の決定、固定金利特約期間設定による返済条件変更内容の決定、その他一切の権限を甲に委ねるものとします。甲が I B 取引を行った場合、銀行は乙に対して文書による通知を行うものとします。
--	---

2. 効力発生日

2022 年 1 月 1 日（土）

※改定後のローン規定（住宅ローン等）全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

<ホームページ規定一覧> https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

以 上